

資料 6

「動物疾病管理の一般原則」  
に関する新規章の概要

(当該コードが含まれる場所)

第 1 卷 一般規定

第 4 部 一般的勧告：疾病の予防及び管理

第 4.X 章 動物疾病管理の一般原則

## 第4. X章

# 動物疾病管理の一般原則

### 章の構成

- 第1条 序論及び目的
- 第2条 疾病管理プログラム設定の理由
- 第3条 管理プログラムの目標及び目的
- 第4条 プログラムの計画
- 第5条 実施計画
- 第6条 発生調査
- 第7条 緊急事態への備えとコンティンジェンシープランニング
- 第8条 監視、評価及び再検討

資料6

## 第1条 序論及び目的

### 章の目的

国が行う疾病管理プログラムの優先事項、目的及び目標の明確化

### 優先事項

優先事項を決定するのは当該国

### 目的

撲滅が経済学的又は現実的に実現不可能な場合もあり、疾病影響の持続的な軽減を選択することが必要な場合もある。

### 目標

疾病影響の単純な軽減から漸進的管理又は撲滅

資料6

## 第2条 疾病管理プログラム設定の理由

### 疾病管理プログラムを正当化する理由

- 1) 疾病状況
- 2) 疾病影響(動物衛生、公衆衛生、食品安全、食料安全保障及び社会経済に対する影響)及び関係者別影響の大きさ
- 3) 関係者の帰属意識、関心の程度及び関与

資料6

### 第3条 管理プログラムの目標及び目的

達成可能な目標を設定するために考慮すべき要素

生物学的要因：感染種、伝播性、疾病の範囲等

技術ツール利用可能性：診断法、ワクチン、治療等

管理措置：移動管理、摘発淘汰、ワクチン接種等

社会経済学的事項：費用・便益、予算、国民受容等

資料6

### 第4条 プログラムの計画

プログラム計画における考慮事項

- 所有者又は生産者に対する追加サービス
- 適切な補償スキーム
- 最終産品への価値の付加
- 公衆衛生の保護
- 意識向上のための措置
- 遵守確保措置(移動制限、罰金等)
- 非金銭的要因(社会的、文化的、宗教的要因等)

資料6

## 第5条 実施計画

実施計画に含まれる要素

- 規制的枠組み：法律、OIE基準の遵守、届出制度
- プログラム管理：獣医当局、標準作業手順書
- 疫学状況：生産・市場システム、分布、キャリア等
- 疾病サーベイランス
- 診断能力：診断施設、OIEリファレンスラボラトリー
- ワクチン接種：役割、品質、配達、ワクチンバンク
- 地域統合：地域の疾病管理プログラムとの調和
- 社会の参加
- 研究の役割、研修、キャパシティビルディング

資料6

## 第6条 発生調査

発生調査のステップ

- 1) 野外作業の準備
- 2) 調査のきっかけとなった報告の妥当性の立証
- 3) 診断の確定
- 4) 徹底的なフォローアップ
- 5) 関連動物及びその空間的・時間的分布などのデータの収集・分析
- 6) 管理及び予防措置の実施
- 7) 文書化及び報告

資料6

## 第7条 緊急事態への備えとコンテイング ジェンシープランニング

- 緊急時の対応計画に必要な要素  
先進的、演習による検証、法的枠組み、緊急基金
- コンテイングジェンシープラン(緊急活動及びより長期的な措置を含む一連の活動)の主要要素
  - a) 確立した指揮命令系統
  - b) 早期発見及び確定のためのシステム
  - c) 発生調査手順
  - d) 迅速な封じ込め措置(移動管理、殺処分等)
  - e) コミュニケーション戦略